

料金表（個人・法人共通）

前期年間売上高	フルコース月額料金	決算だけコース月額料金
1,000万円以下	16,500円（税込）	11,000円（税込）
1,500万円以下	22,000円（税込）	16,500円（税込）
2,000万円以下	33,000円（税込）	22,000円（税込）
3,000万円以下	38,500円（税込）	27,500円（税込）
5,000万円以下	44,000円（税込）	33,000円（税込）
1億円以下	55,000円（税込）	44,000円（税込）
1億円超	別途見積	別途見積

※会計ソフトは会計ソフトはJDL、freee、MFクラウド、に限ります。

※法人のお客様はフルコースのみとなります。

料金表（個人・法人共通）

前期年間売上高	フルコース年間料金	決算だけコース年間料金
1,000万円以下	198,000円（税込）	132,000円（税込）
1,500万円以下	264,000円（税込）	198,000円（税込）
2,000万円以下	396,000円（税込）	264,000円（税込）
3,000万円以下	462,000円（税込）	330,000円（税込）
5,000万円以下	528,000円（税込）	396,000円（税込）
1億円以下	660,000円（税込）	528,000円（税込）
1億円超	別途見積	別途見積

※会計ソフトは会計ソフトはJDL、free、MFクラウド、に限ります。

※法人のお客様はフルコースのみとなります。

サービス内容（フルコース）

- ・ 会計監査
- ・ 決算書（貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書）の作成
- ・ 法人税 or 所得税申告書の作成
- ・ 消費税申告書の作成
- ・ 償却資産税申告書の作成
- ・ 年末調整、源泉徴収票、源泉所得税納付書の作成
- ・ 法定調書合計表の作成
- ・ 給与支払報告書の作成
- ・ 税務署・市区町村への上記書類の提出
- ・ 電話、FAX、メール、チャット、テレビ電話等での相談

上記は、**税理士ができる年間業務を漏らさず網羅**しております。

サービス内容（決算だけコース）

- ・ 会計監査
- ・ 決算書（貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書）の作成
- ・ 法人税 or 所得税申告書の作成
- ・ 消費税申告書の作成
- ・ 税務署・市区町村への上記書類の提出
- ・ 電話、FAX、メール、チャット、テレビ電話等での相談

「決算と申告だけしてもらえれば構わない」という方向け
(個人事業主様のみのコースです。)

その他業務

<u>経理代行</u>	月額料金
法人のお客様	11,000円（税込）

【サービス内容】

- ・ 会計ソフトへの仕訳入力

書類整理込の料金ですので、レシートをぐちゃぐちゃの状態でも郵送OKです。
個人のお客様はなんと無料です。

<u>給与計算</u>	1人あたり 月額料金
役員（保険なし）	0円（税込）
役員（社保加入）	1,100円（税込）
従業員（社保、雇用）	2,200円（税込）
従業員（雇用保険）	1,650円（税込）
従業員（保険なし）	1,100円（税込）

【サービス内容】

- ・ 給与計算
- ・ 給与明細の毎月の発行
- ・ その他従業員雇用継続に必要な全書類

従業員を雇うと、様々な事務処理が発生しますので、その料金とお考え下さい。

1. 前期売上高について

新たに事業を開始したときは進行途中の事業年度の売上予想金額、法人成りしたときは個人事業主時代の売上高、前事業年度が1年でないときは年換算した金額、当期の売上高が既に分かっている場合には当期売上高、を元に料金を決定いたします。

2. 事業年度の途中からの契約

期首の月まで遡って請求させていただきます。当事務所においては「決算ギリギリに契約した方がお得」ということはありません。早く契約した方が、相談できる期間も長くなるためお得です。

3. 経理代行、書類整理代行

個人のお客様は経理代行も料金に含まれています。

4. 前期売上高から料金を決定しない場合

かなり例外です。下記に該当するお客様は、個別にご相談ください。

- A. 給与、譲渡所得、株式・FX・仮想通貨に関するもの
- B. 売上高が、販売費及び一般管理費の2倍を超える場合
- C. 消費税課税事業者を自ら選択する場合

5. 値引き交渉

皆様の公平性を守るために、値引き交渉は一切受け付けておりません。作業負担に応じた限界ギリギリの金額をつけています。

6. 支払日と支払方法

毎月28日の口座振替です。年間合計額が税抜10万円以下の場合、振込での支払いも可能です。

7. フルコースのみの方

お客様の状況によっては、決算だけコースのお申し込みをお断りすることがございます。予めご了承ください。結局、決算書・申告書以外の書類も作成しなければならないことが多いのです。例を挙げると右記のような方です。・法人のお客様 ・その年に不動産の新築を行った方 ・店舗の内装工事を行った方

8. 契約をお断りする場合

当事務所で不適切と判断した場合には、契約をお断りする場合がございます。何卒ご了承くださいませ。